



第15回会合におけるオブザーバー等からの主なご発言

2022年8月25日
事務局

「広告等のために情報収集モジュールを組み込んでいる場合は、情報収集モジュール提供事業者のプライバシーポリシーへのリンクを掲載する」とある。

これも、これ自体は一つの方法なのかもしれないが、ただ、ある種、モジュールを組み込んだ事業者が、責任ある情報提供又は情報の収集をするのであれば、モジュールによってどのような情報が集められたのかというのを、その事業者側がきちんと説明をするということが重要であり、少なくともモジュールを組み込んで使っている時点で、そのモジュールがどんな情報を集めているのかと知らないで組み込んでいるということは、本来あってはいけなく、到底それは責任のある事業者と言えない状況だと思う。

であれば、単にプライバシーポリシーへのリンクを提示するだけではなく、どんな情報を取得して、モジュールを使ってされているのかというところを、誰がどんな情報をしているのかというところの説明を求めべきと思うが、モジュール側の事業者のプライバシーポリシーのリンクだけにとどめるので良いとお考えか。

もし良くないとお考えなのであれば、なぜプライバシーポリシーへのリンクまででとどまっているのか。【佐藤構成員】

MCF 岸原オブザーバー

- 幾つかの誤解も非常にあるように思うが、アプリケーション・プライバシーポリシーでリンクを掲載するということになっている。基本的には透明性を確保する、きちんと説明するということが重要で、佐藤構成員のおっしゃっているように、何でもかんでも全部説明するということは理想だと思うが、海外事業者等を含めて、利用者に対してきちんと情報提供する、透明性を確保するということで、まずはリンクを掲載するということが重要ではないかと考えている。

共同規制への推進を御説明されたということは、MCFとして、共同規制のベースとなるような自主規制を既につくられているのか。近い将来、その自主規制を準備されて提示していただけると理解してよろしいのか。【佐藤構成員】

MCF 岸原オブザーバー

- 共同規制に関してはおっしゃるとおり、今回は電気通信事業法の改正ということで、エンフォースメントが策定されているため、民間で様々なガイドライン、あるいは考えをまとめて官民連携するということで今回オブザーバーとして呼ばれたのだと理解しているが、それに対して関与をするつもりがあるということで、話をさせていただいている。
- MCFが定めている、このアプリケーション・プライバシーポリシーのガイドラインも、総務省の法規制ではない、SPIに基づいて民間の自主的な取組として活動してきている。また、プライバシーマークに関して、個人情報のJIS Qに基づく取組であるため、利用者情報は本来関係ないが、MCFからの提案の中で、プライバシーマークの中でも、利用者情報の取組を進めるべきであるということで、プライバシーマークの中に取り組んでくるということをやっている。
- そういったことを今後やっていこうということで話をしているが、現時点で確約するよう求められたとしても、まだ我々としてもどのような省令ができるか分からず、改正電気通信事業法がやっと成立した段階で、MCFがどこまでやるということは、正直言ってまだ何の検討もやっていないところ。今回の資料も1週間で策定して、今までやってきたことを発表した。
- できるだけその民間の実績にけちをつけずに、やる気を後押ししつつ、連携して進めていくというのが理想ではないか。厳密性ばかり追いかけていくと何も得られるものがないような気がする。

民間の自主的取組は大変期待するところであり、また根源的な議論をしてほしいというところは全く同意する。そういった観点でお尋ねしたい。リスク分析をするというお話があったが、リスク分析は非常に重要な論点だと思う。その際に、ユーザー側として懸念するのは、一般的にリスク分析をするときに、事業者側は経営リスクの分析をするが、通信の秘密であるとかプライバシーであるといったようなことは、いわゆる人権に関わる部分があるため、経営リスクではなく、当事者本人のリスクといったものを分析する必要があると感じている。その点についてどのようにお考えか。【古谷構成員】

MCF 岸原オブザーバー

- これも誤解があると思うが、リスク分析というのは、プライバシーマークに基づくリスク分析であり、これには経営のリスク分析等は一切入ってこない。個人情報の漏えい等のリスクに対して、取得から滅失までのリスク分析を行うというものとして、既存の取組を御説明させていただいたところ。

主婦連合会の資料3ページに「規律の内容について」として、「主婦連が提案する解釈と新たな類型」(1)の、「通知又は容易に知り得る状態に置く」というところで、当該サービスの理由は「情報の外部送信」が必要条件であることを明記とあるが、どのような趣旨か。【森構成員】

主婦連合会 河村会長

- 要するに外部送信の内容を通知することで、分かりやすく通知しなさいという類型だと思うが、つまり同意プロセス等がない類型で、ユーザーから見ると外部送信されないという選択肢がないという類型だと思う。つまりサービスすることの交換条件だときちんと書いておけということである。この4つの中で、私たちが考える2番と3番は、オプトイン、オプトアウトであるため、交換条件ではないパターンである。(1)と新たにつくった(4)は、交換条件というか、サービスを受けるならこれを飲めということであるため、そういうことが分かるようにしていただきたいという趣旨であった。